

「佐治町公共施設等検討会」設置規約

(名称)

第1条 本会は、佐治町公共施設等検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策等を検討し、その結果を踏まえて具体的な対策を講じ佐治地域の振興に繋げていくことを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は佐治町内の関係団体及び関係行政機関等をもって組織し、次に掲げる団体等から選出された委員により構成する。

- (1) 佐治町自治連合会
- (2) 各地区振興協議会
- (3) 佐治地域振興会議
- (4) 佐治町まちづくり協議会
- (5) 五しの里さじ地域協議会
- (6) 佐治町婦人会
- (7) 佐治町青年団
- (8) 佐治町老人クラブ
- (9) JAいなば佐治支店（佐治町理事）
- (10) 鳥取市南商工会（佐治町理事）
- (11) 佐治町総合支所
支所長、地域振興課長（分室長）、市民福祉課長、産業建設課長
- (12) 佐治町総合福祉センター所長

2 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 検討会の設置期間は設置の日から平成28年3月31日までとする。ただし、検討の進捗状況等によっては短縮又は延長することがある。

(事業)

第5条 検討会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策に関する調査、検討
- (2) 前各号に掲げるもののほか、あり方や利活用策等の検討に関し必要な事項

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、佐治町総合支所地域振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年10月31日から施行する。

○検討会 委員名簿

団体名・所属名	住所	氏 名	備 考
佐治町自治連合会	鳥取市佐治町		
口佐治振興協議会	鳥取市佐治町		
中佐治自治会	鳥取市佐治町		
第三区振興協議会	鳥取市佐治町		
山王振興協議会	鳥取市佐治町		
佐治地域振興会議	鳥取市佐治町		
佐治町まちづくり協議会	鳥取市佐治町		
五しの里さじ地域協議会	鳥取市佐治町		
佐治町婦人会	鳥取市佐治町		
佐治町青年団	鳥取市佐治町		
佐治町老人クラブ	鳥取市佐治町		
J A 鳥取いなば佐治支店	支店長		
鳥取市南商工会	鳥取市佐治町		
佐治町総合支所	支所長		
	地域振興課長		
	市民福祉課長		
	産業建設課長		
佐治町総合福祉センター	所 長		

○事務局

所属名	役職名	氏 名	備 考
佐治町総合支所 地域振興課			

